

# 協議 3 号

長野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明						
1 改正の理由	市民の利用に供する長野市立学校の施設（以下「開放施設」という。）に特別教室を追加すること等に伴い、改正するもの						
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 題名を「長野市立学校施設の開放に関する規則」に改める（題名関係）。 (2) 開放施設に教育委員会が別に定める特別教室を加える（第2条関係）。 (3) 開放施設の平日における開放時間を次のように改める（第3条関係）。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 午前5時から午前7時まで</td><td>ア 午前5時から午前7時まで</td></tr><tr><td>イ 午後5時30分から午後9時30分まで</td><td>イ 学校の教育活動の終了後から午後9時30分まで</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	ア 午前5時から午前7時まで	ア 午前5時から午前7時まで	イ 午後5時30分から午後9時30分まで	イ 学校の教育活動の終了後から午後9時30分まで
改正前	改正後						
ア 午前5時から午前7時まで	ア 午前5時から午前7時まで						
イ 午後5時30分から午後9時30分まで	イ 学校の教育活動の終了後から午後9時30分まで						
3 施行期日等	令和7年9月1日から施行する。						
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 8月 1日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日						



から施行する。

(準備行為)

- 2 特別教室（長野市教育委員会が別に定めるものに限る。）の利用のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

長野市立学校体育施設の開放に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>長野市立学校施設の開放に関する規則</u> 昭和50年10月11日長野市教育委員会規則第8号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の規定により社会教育のため、長野市立学校の<u>施設</u>を、市民の利用に供することに<del>関し</del>必要な事項を定めるものとする。 (開放校及び開放施設)</p> <p>第2条 <u>学校施設</u>の開放校は市立学校とする。 2 開放する施設は、運動場、<u>体育館、特別教室等(長野市教育委員会(以下「教育委員会」という。))が別に定めるものに限る。</u>以下「開放施設」という。)とする。 (開放の日時)</p> <p>第3条 開放施設の開放時間は、学校が休日の場合は午前6時から午後9時まで、休日でない場合は午前5時から午前7時まで及び<u>学校の教育活動の終了後から</u>午後9時30分までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、開放時間を変更することができる。</p> <p>別記様式(第5条関係) <u>改正規則(案)のとおり</u></p>	<p>○<u>長野市立学校体育施設の開放に関する規則</u> 昭和50年10月11日長野市教育委員会規則第8号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の規定により社会教育のため、長野市立学校の<u>体育施設</u>を、市民の利用に供することに<del>関し</del>必要な事項を定めるものとする。 (開放校及び開放施設)</p> <p>第2条 <u>学校体育施設</u>の開放校は市立学校とする。 2 開放する施設は、運動場、<u>体育館等(以下「開放施設」という。))</u>とする。 (開放の日時)</p> <p>第3条 開放施設の開放時間は、学校が休日の場合は午前6時から午後9時まで、休日でない場合は午前5時から午前7時まで及び<u>午後5時30分から</u>午後9時30分までとする。ただし、<u>長野市教育委員会(以下「教育委員会」という。))</u>が特に必要と認めるときは、開放時間を変更することができる。</p> <p>別記様式(第5条関係) 略</p>

改正前

開放施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市教育委員会

団体名

代表者氏名

代表者住所

電話番号

社会教育法第45条第1項の規定による利用の許可を受けたいので申請します。

登録番号	
利用施設	長野市立 学校 1 運動場 2 体育館 3 その他 ( )
利用期間 (利用期日)	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利用人数	人
運動種目	1 バレーボール 2 バasketボール 3 バドミントン 4 ソフトバレーボール 5 ドッジボール 6 野球 7 ソフトボール 8 その他 ( )
連絡責任者	氏名 自宅電話番号 ( ) — 昼間電話番号 (携帯電話番号) ( ) —

改正後

開放施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市教育委員会

団体名

代表者氏名

代表者住所

連絡先(電話)

社会教育法第45条第1項の規定による利用の許可を受けたいので申請します。

登録番号	
利用施設	<u>長野市立</u> <u>学校</u> <u>1 運動場</u> <u>2 体育館</u> <u>3 特別教室 ( )</u> <u>4 その他 ( )</u>
利用期間 (利用期日)	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利用人数	人
利用目的	<u>1 バレーボール</u> <u>2 バasketボール</u> <u>3 バドミントン</u> <u>4 野球</u> <u>5 ソフトボール</u> <u>6 運動会</u> <u>7 サッカー</u> <u>8 吹奏楽</u> <u>9 合唱</u> <u>10 絵画・工作</u> <u>11 その他 ( )</u>
連絡責任者	氏名 自宅電話番号 ( ) — 昼間電話番号(携帯電話番号) ( ) —